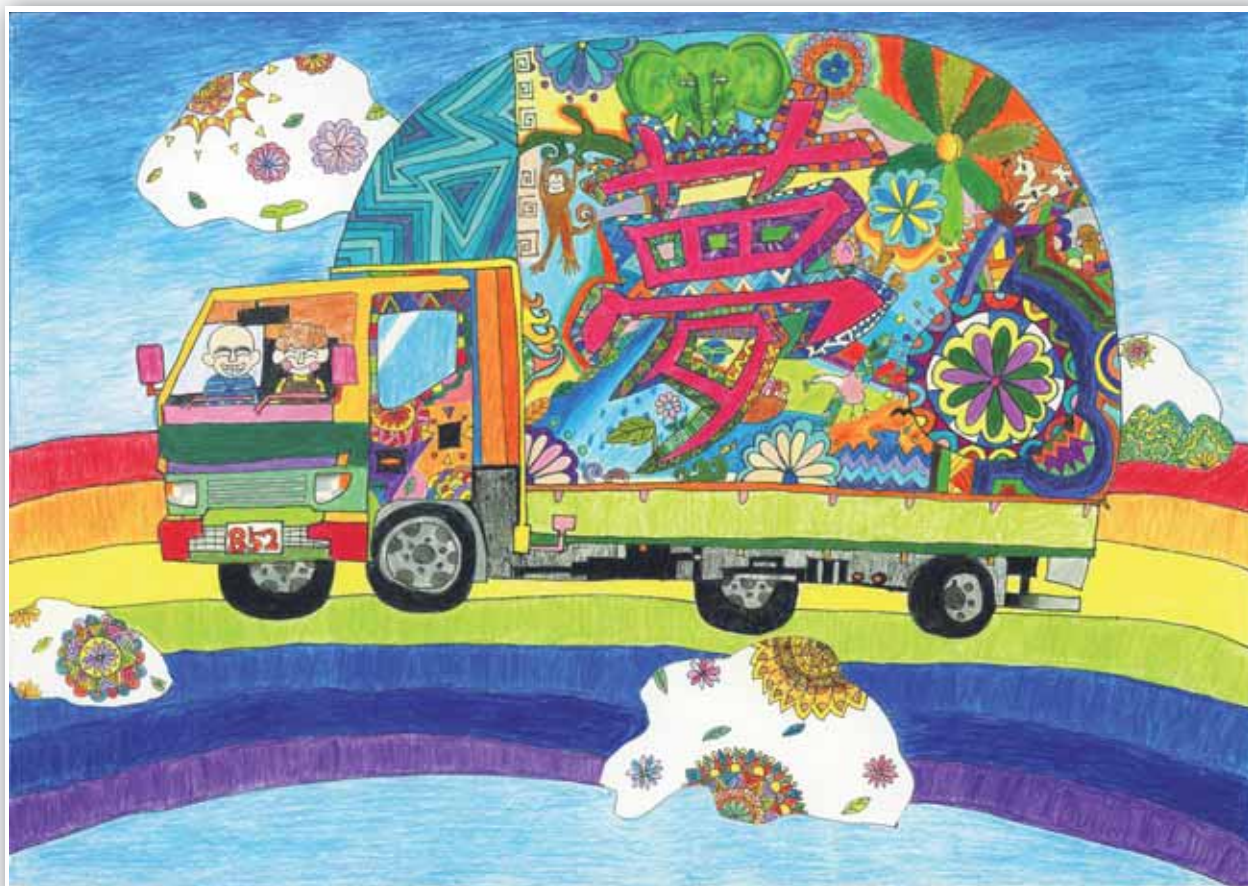


トラック広報

TRUCK PUBLIC RELATIONS MAGAZINE

4
月号

2026(令和8年) vol.748



おちあい ふゆこ
令和7年度 児童絵画コンクール受賞作品(落合 冬由子さん)

INDEX

燃料価格高騰等経営危機突破総決起大会を開催

◎ 令和8年度 整備管理者選任後研修に関するお知らせ

◎ 第332回 常任理事会・第245回 理事会を開催

記事

お知らせ

- 特集
各市町村へ「重点支援地方交付金」の交付について要望… 1
- 燃料価格高騰等経営危機突破総決起大会を開催
陸上交通3団体が連携し、業界の危機打開へ …… 2
- 「持続可能な物流の実現に向けて」
一般消費者へ啓発活動を実施 …… 4
- 新就学児童に交通安全教育用下敷きを配布 …… 4
- 第332回 常任理事会・第245回 理事会を開催… 5
- Monthly News …… 14
- 各社ドライバー教育にご活用ください
黄信号交差点への接近 …… 16
- 青年部会「トラックの日」行事
チャリティー募金等を交通遺児支援として寄贈 … 表紙裏

- ・近畿運輸局からのお知らせ
近畿運輸局関係人事異動… 14
- ・大阪府からのお知らせ
自動車税(種別割)の納期限は6月1日(月)です
納期限までに納めましょう! …… 15
- ◆ 大貨健保のページ …… 18
- ◆ OCHISのページ… 19
- ◆ 近畿共済のページ …… 20
- ◆ 大貨特退共のページ …… 21
- ・近畿運輸局からのお知らせ
聴聞の通知について… 22
- ・2026年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業
(Gマーク)の申請について …… 23
- ◇ 近畿地区軽油価格調査集計表(2月分) …… 24
- ◇ 近畿の交通規制情報 …… 25
- ・令和8年度 整備管理者選任後研修に関するお知らせ
令和8年度の研修は下半期からの実施となります … 26
- ・経済センサス活動調査(経済の国勢調査)2026 …… 27
- ・連載 4コマ漫画
新米トラガール ひかりちゃん …… 28
- ◇ 府下営業用トラック増・減車状況(最近3ヵ月) … 29
- ◇ NASVAだより …… 29

今月の挟み込み

- ◇ 安全運転実践目標・事業用貨物自動車の交通事故発生状況
- ◇ 令和8年度「初任運転者特別講習」開催のご案内
- ◇ 【国土交通省認定】「運輸安全マネジメントセミナー」(①ガイドライン②リスク管理(基礎))のご案内
- ◇ 自動車安全運転センターが交付する「運転記録証明書」発行手数料の助成について(ご案内)
- ◇ 令和8年度 初任運転者に対する「安全運転の実技」研修の実施について(ご案内)
- ◇ 「適性(一般)診断」受診料助成について(ご案内)
- ◇ 「運行管理者・基礎講習」受講料の一部助成について(ご案内)
- ◇ 「安全衛生推進者のための労働災害防止対策セミナー」開催のご案内
- ◇ 「熱中症予防対策セミナー」開催のご案内 ～衛生管理者・安全衛生推進者向け講習会～
- ◇ [自動車事故対策機構] 令和8年度 運行管理者等基礎講習(貨物)開催のご案内(上半期)
- ◇ [自動車事故対策機構] 令和8年度 運行管理者等一般講習(貨物)開催のご案内(上半期)
- ◇ [自動車事故対策機構] 令和8年度 運行管理者等特別講習開催のご案内(上半期)
- ◇ [自動車事故対策機構] ガイドラインセミナー・リスク管理(基礎)セミナーのご案内

各市町村へ 「重点支援地方交付金」の交付について要望

当協会は12月、1月、2月に引き続き、大阪府内の各市町村に対し、「重点支援地方交付金」の交付について要望を行った。

要望書は、大阪府下の各市町村へ送付するとともに、下記自治体へ訪問し首長等に要望を行った。

令和8年3月度要望活動の状況については以下のとおり

3月3日 交野市

3月31日 貝塚市

※大阪府及び大阪府下市町村への要望についてはトラック広報2・3月号にも掲載しております。

また3月13日、現下の中東情勢の緊迫化を背景とした原油価格の高騰に伴い、軽油価格が上昇していることから物流を守るため、大阪府知事並びに大阪府下43市町村長に対し、「燃料価格高騰に対する重点支援地方交付金を活用した物流事業者への現金給付支援」について要望書を送付した。

(要望内容は下記のとおり)



3月3日
交野市



3月31日
貝塚市

中東情勢の緊迫化に伴う燃料価格高騰に対する 重点支援地方交付金を活用した物流事業者への現金給付支援について（要望）

平素より、トラック運送事業の健全な発展及び地域物流の維持に格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「重点支援地方交付金」の活用によるトラック運送事業者の支援については、既にお願しているところでございますが、現在、中東情勢の緊迫化を背景とした原油価格の高騰に伴い、軽油価格が上昇している状況にあります。

トラック運送事業は、食料品、医薬品、生活必需品、建設資材など、府民生活や地域経済を支えるあらゆる物資の輸送を担う社会インフラであります。

しかしながら、トラック運送事業者の多くは中小企業であり、燃料費の急激な上昇は事業者の経営を直撃し、存続の危機に直面しています。

物流が停滞すれば、府民生活や地域経済活動にも直接的な影響が生じることとなります。

地域物流の維持は府民生活を守るために不可欠であり、トラック運送事業者への支援は物価対策及び地域経済対策としても極めて重要であります。

つきましては、国の物価高騰対策として措置されている「重点支援地方交付金」を活用し、地域物流を担うトラック運送事業者へ現金給付の支援措置を講じていただきますよう、下記のとおり強く要望いたします。

記

1 重点支援地方交付金を活用した燃料価格高騰対策の実施

燃料価格の高騰により経営に大きな影響を受けているトラック運送事業者に対し、重点支援地方交付金を活用した現金給付の支援を図ること。

2 地域物流維持の観点からの重点支援

生活物資の輸送を担う地域物流を守るため、中小運送事業者を中心とした現金給付の支援措置を講じること。

燃料価格高騰等経営危機突破 総決起大会を開催

陸上交通3団体が連携し、業界の危機打開へ



(公社)全日本トラック協会、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会、(公社)日本バス協会は、中東情勢の緊迫化に伴う原油価格の高騰や燃料供給のひっ迫などを受け、3月27日、自由民主党本部8階ホールにて、陸運業界の経営危機の打開に向けて「燃料価格高騰等経営危機突破総決起大会」を開催した。

大会には、(公社)全日本トラック協会 坂本克己 最高顧問、(公社)全日本トラック協会 寺岡洋一 会長、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会 川鍋一朗 会長、(公社)日本バス協会 瀧修 一 副会長らが登壇した。

自由民主党からは、トラック輸送振興議員連盟 加藤勝信 会長、タクシー・ハイヤー議員連盟 松島みどり 会長、バス議員連盟 逢沢一郎 会長のほか、小林鷹之 政務調査会長が登壇した。

また、国土交通省や経済産業省に加えて労働組合関係者も多数出席し、陸上交通を支える事業者が一堂に会し、燃料価格高騰という共通課題に対して連携して取り組む姿勢を示した。

決起大会では、「トラック、ハイヤー・タクシー、バス事業者は、国民の暮らしや我が国の産業を支えるエッセンシャルな公共輸送サービスの担い手として重要な使命を果たす必要があるが、中東情勢の緊迫化に伴う原油価格の高騰や燃料供給のひっ迫により、多くの事業者が事業存廃の岐路に直面しており、経営危機をすみやかに打開する必要がある」として4項目の決議が承認された。

決議内容は右記のとおり

燃料価格高騰等経営危機突破総決起大会 決議

私たちトラック、ハイヤー・タクシー、バス事業者は、国民の暮らしや我が国の産業活動を支えるエッセンシャルな公共輸送サービスの担い手として、その重要な使命を果たすべく日夜懸命に努力している。

一方で、中東情勢の緊迫化により、全国各地で軽油の不当な販売停止や数量制限が散見され、トラック・バス事業に必要な軽油の売り惜しみや在庫隠しと捉えられかねない状況にあり、このままでは国民生活のための輸送サービスを維持していくことができない。

加えて、不透明な価格決定による急激な燃料価格高騰が生じており、その価格高騰分を荷主企業や利用者に転嫁ができず、今や多くの事業者がまさしく事業存続の岐路に直面している。このままでは国民生活に重大な影響を及ぼす恐れがある。

このような状況において、経営危機をすみやかに打開するためには、国として可能なすべての対策を緊急に対応していただくことが必須である。

については、地域経済と国民の暮らしを支える公共輸送サービスを今後も安定的に提供していくため、以下の対策の実現を期し、私たちは、総意をもって以下のとおり決議する。

- 一 軽油を安定的に確保できる環境の整備
- 一 軽油・LPGガスの緊急的激変緩和措置の継続
- 一 燃料価格高騰分の転嫁と燃料サーチャージの周知徹底
- 一 軽油価格カルテルに対する徹底的な事実解明

右、決議する。

令和八年三月二十七日

- 公益社団法人 全日本トラック協会
- 一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会
- 公益社団法人 日本バス協会



冒頭挨拶をする

(公社)全日本トラック協会 坂本克己 最高顧問



主催者挨拶をする

(公社)全日本トラック協会 寺岡洋一 会長

燃料価格高騰等経営危機突破総決起大会の様子は
こちらからご覧いただけます (youtube)

<https://www.youtube.com/live/fCj-jsE7hhY>



「持続可能な物流の実現に向けて」 一般消費者へ啓発活動を実施



一般消費者に「物流の2024年問題」等の物流業界が抱える諸問題について理解を求めるとを目的に、3月10日、大阪市内の主要ターミナルである大阪駅前交差点・難波交差点・天王寺駅前交差点の各付近にて、近畿地域5機関連携協定による啓発リーフレット等の配布が行われ、当協会も参加した。

本取組は、「トラックドライバーの不足や労働時間の遵守」、「宅配便の再配達削減」等、物流業界が

直面している諸課題を解決するためには、物流事業者や荷主企業、一般消費者が協力して取り組むことが必要不可欠であることから、令和6年4月に地方支分部局5機関(大阪労働局、近畿農政局、近畿経済産業局、近畿運輸局、公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所)により締結された連携協定に基づいて実施された。

新就学児童に交通安全教育用下敷きを配布

当協会は、交通安全教育の推進に資するため、今年度も安全教育用の下敷きを作成し、大阪府内の教育委員会を通じ、新就学児童(新小学1年生)約70,000名に配布した。

警察庁によると、令和3年から令和7年に起きた交通事故を分析したところ、歩行中の小学生の死者・重傷者はこの5年間で1,842人に上り、小学1年生の歩行中の死者・重傷者数は6年生の約2.5倍という結果が出ている。その要因として、子どもだけで歩くことに慣れておらず視野が狭い1年生は、危険予測ができず事故に遭うケースが多いことが背景にあると見られる。

このような状況の中、当協会が作成した交通安全教育用下敷きは、歩行時や自転車乗車時の交通ル

ルや、道路標識の見方、トラックの死角について等、児童に分かりやすく解説したデザインとなっている。

参考記事：小学校1年生の歩行中の死者・重傷者は6年生の約2.5倍。新1年生を交通事故から守るには？
(政府広報オンライン)



第332回 常任理事会 第245回 理事会 を開催



挨拶をする
当協会重博文会長代行

令和8年度の事業計画・予算(案)等を審議する「第332回常任理事会」、「第245回理事会」ならびに関係会議が3月10日、大阪市港区のアートホテル大阪ベイタワーにて開催され、次の議案を審議し、いずれも原案通り承認された。

第332回 常任理事会

<議案>

- (1) 会員の入会の承認および退会について
- (2) 第245回理事会への上程議案について
- (3) その他

◇会員の入・退会について

新規会員として14社の入会と、16社(店)の退会が承認された。

第245回 理事会

冒頭、岩井勝彦 専務理事から定足数について、委任状出席を含め理事総数91名のうち61名の出席があり、本会議が有効に成立する旨の報告に続き、重博文 会長代行が開会の挨拶を述べた。その後、次の議題について審議し、いずれも原案どおり承認された。

<議案>

[報告事項]

(1) 会員の入・退会について

会員の入・退会について報告があった後、岩井勝彦 専務理事より、運輸事業振興助成交付金制度の最近の動向について説明。軽油引

取税の暫定税率廃止に伴い、運輸事業振興助成交付金制度に係る法改正が国会において検討されているが、衆議院解散により法案は一度廃止となり再調整が行われている中で、全日本トラック協会 坂本克巳 最高顧問が法案成立のため懸命に働きかけをしてくださっていることにふれるとともに、令和8年度の交付金を財源とする事業については、国の地方財政計画および大阪府議会の予算成立をもって確定するものであり、本日の事業計画および予算については暫定的な計上となっていることについて報告を行った。

また、鴻池忠彦 副会長より現在の運送業界の状況について発言。軽油引取税の暫定税率廃止を受けて運輸事業振興助成交付金制度の存続が不透明となっている中で、坂本克巳 最高顧問はこの問題について中央政界や行政に対しまさに粉骨砕身の思いで働きかけておられ、この問題を最高顧問だけに任せるのではなく、我々業界関係者一人ひとりが同じ気持ちで制度の重要性を認識し、主体的に取り組んでいくことが必要であると述べられた。

また、今後導入が予定されている適正原価制度のためのアンケートへの回答に関しても、より一層積極的な協力を呼びかけた。

[提案事項]

- (1) 近代化基金特定資産の一部取り崩し(案)について
- (2) 令和8年度事業計画(案)について
- (3) 令和8年度会費の額および納入方法等(案)について
- (4) 令和8年度各会計収支予算(案)について
- (5) 任期満了に伴う役員・委員の改選手続き(案)について
- (6) その他

◇近代化基金特定資産の一部取り崩し(案)

▼取崩合計額＝112,000,000円

<取崩額(案)内訳>

令和7年度交付金事業負担＝82,000,000円

令和8年度利子補給充当額＝30,000,000円

▼取崩理由

- ①交付金事業費（実施事業等（輸送の振興・安全・環境保全事業））の本年度自社負担額に充当するため。
- ②一般融資・ポスト新長期融資等の近代化基金融資に係る令和8年度利子補給事業等に充当するため。

▼取崩期日

- ①令和7年度期中
- ②令和8年度期中

※但し、交付金事業費においては、期中における見込額であるため、実際の決算額で取り崩しを行う際には、差異が発生する可能性があることをご了承ください。

◇令和8年度事業計画(案)

<事業計画>

1. 適正化事業実行運営委員会

(1) 事業所の適正化

適正化事業指導員による事業所の効果的な指導を実施するため、原則2年に1度の巡回指導を目標とし、貨物自動車運送事業に係る関係法令の遵守等により事業の健全化を図り、改善に努める。特に、総合評価がD・Eの事業所に対しては重点的に巡回指導等を行い、法令遵守の徹底を図る。

(2) 適正化事業調査員による活動の積極的な推進

貨物自動車運送事業者の適正な取引を阻害する疑いのある荷主・元請け事業者等の違反原因行為に係る情報収集及びトラック・物流Gメンへの情報提供を行うとともに、トラック・物流Gメンと連携して荷主・元請事業者

への周知ならびに協力要請を行う。

(3) 許・認可業務

事業者の事業計画等の申請手続きについての相談業務を行う。

(4) 輸送サービスの向上

本・支部に設置された輸送サービスセンターにおいて貨物自動車運送事業に係る苦情や相談等に対処し、適正で円滑な輸送サービスの向上に努める。

(5) 全国実施機関・近畿各実施機関等との連携

貨物自動車運送事業の輸送の安全性の向上及び輸送秩序の確立、全国実施機関が実施する研修等への参加により適正化事業指導員・適正化事業調査員の資質の向上・育成に努め、併せて近畿各実施機関等と連携を図り、指導業務の充実にも努める。また、指導管理業務の情報処理システムの適切な活用を図り、貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）、運輸安全マネジメント制度の普及・促進に努める。

(6) 実施機関の中立性確保

学識経験者をはじめ荷主、マスコミ関係者等で構成された評議委員会を開催し、適正化事業の適切な指導体制の強化を図り、組織の運営において中立性及び透明性の確保に努める。

(7) 運輸行政との連携

適正化事業を適切かつ効果的に推進するため、近畿運輸局及び大阪運輸支局との連携を密にするとともに、諸課題への適切な対応を図る。

2. 常任委員会ならびに特別委員会

総務委員会

- (1) 事業計画・予算ならびに事業報告・決算に関する審議
- (2) 交付金事業の資金計画等の策定対処ならびに申請手続き等の行政対処
- (3) 協会組織・運営方策の改善対処
- (4) 協会事業の総合的な企画及び調整
- (5) 自動車関係諸税制の負担軽減等対処
- (6) 施設の運営管理対処
- (7) 人権問題に対する啓発対処
- (8) コンピュータ等の活用対処
- (9) 中央事業への出捐対処
- (10) SDGsの推進

労働安全委員会

- (1) 健康相談事業ならびに健康状態に起因する事故防止対策事業の推進
 - ① 定期健康診断の受診促進
 - ② SAS（睡眠時無呼吸症候群）・脳疾患・心疾患対策の推進
 - ③ 健康状態に起因する事故防止及びメンタルヘルス対策の推進
- (2) 労働対策事業の実施
 - ① 陸災防等との連携による労働災害防止対策の推進
 - ② 長時間労働の抑制ならびに、働き方改革の実現に向けた対策の推進
 - ③ 労働安全に関する関係機関からの情報の周知ならびに啓発

交通・環境対策委員会

- (1) 飲酒運転をはじめとする交通事故防止対策の徹底
- (2) 交通安全運動等における事故防止啓発活動の実施
- (3) 交通安全対策支援機器の導入助成
- (4) トラックドライバー・コンテストの実施
- (5) 過積載防止対策の推進
- (6) 環境・省エネ対策の推進
- (7) 環境対応車の普及促進
- (8) 各種環境保全啓発活動の推進
- (9) 台風、大雨、地震等、大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立

経営改善委員会

- (1) トラック適正化二法、改正物流法、中小受託取引適正化法等への対応ならびに中小企業経営基盤強化対策の推進
 - ① 経営基盤強化対策
 - ▽ トラック適正化二法、改正物流法、中小受託取引適正化法等の普及促進
 - ▽ コストの見える化と適正な運賃・料金收受のための「原価計算セミナー」の開催及び経営分析報告書の活用ならびに経営診断事業の実施
 - ② 後継者等人材育成事業の推進
 - ▽ 事業後継者育成事業の推進
 - ▽ 中小企業大学の受講促進
- (2) 都市内物流の効率化対策
 - ① 物流の効率化とWebKITの普及促進
- (3) 情報化の推進
 - ① 会員事業者への情報提供としての研修会の

開催

- (4) 引越関係講習会の開催
 - ① 講習会の開催
- (5) 近代化基金の融資対処
 - ① 一般融資
 - ② ポスト新長期等導入融資

広報委員会

- (1) 協会機関誌「トラック広報」の発行及びホームページ等による各種情報の提供
- (2) 広報誌のWeb媒体への移行検討及びホームページの見直し
- (3) トラック運送業界の社会的地位の向上を図るための効果的な対外広報の実施
- (4) 人材不足の解消を目的とした業界のPR及び人材確保対策の推進
- (5) SNSを活用した積極的な対外広報の実施

特別委員会

会長の諮問に応じ、諮問機関として設置する

3. 全ト協等との連携による事業の推進

- (1) 運輸事業振興助成交付金制度の現状維持
- (2) トラック適正化二法及び改正物流法への対応
- (3) 標準的運賃の活用等による運賃・料金収受の推進及び軽油引取税の暫定税率の廃止に伴う今後の対応
- (4) 交通事故防止・飲酒運転根絶及び労災事故防止対策の推進
- (5) トラック・物流Gメン・Gメン調査員の連携による荷主対策の深度化の推進
- (6) 軽油価格カルテルへの対応及び燃料高騰対策等の推進
- (7) 多様な施策による良質なドライバーの人材確保、賃上げ及びマナー教育の推進
- (8) 高速道路料金の値上げ阻止・割引の拡充及び重要物流道路等広域道路ネットワークの整備など使いやすい道路の実現
- (9) 適正化事業の推進（D・E事業所の重点化）による法令遵守の徹底
- (10) 新技術を活用した物流DX及び効率化の推進
- (11) 大規模自然災害発生時における緊急輸送体制の確立
- (12) 環境・GX対策及びSDGsの推進
- (13) 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
- (14) 広報媒体を活用した対外的なPR対策の積極的な推進

- (15) 車両技術向上対策の推進
- (16) 社会的評価向上対策の推進
- (17) 大阪トラックステーションの管理運営対処

部会

現在設置している11部会（▽重量部会 ▽鉄鋼部会 ▽百貨店部会 ▽路線部会 ▽タンクトラック部会 ▽海上コンテナ部会 ▽セメント部会 ▽建設部会 ▽取扱部会 ▽引越部会 ▽青年部会）においては、部会ごとの対応を図るとともに、次に掲げる共通事業を積極的に推進する。

- (1) 輸送秩序確立対策
- (2) 事故防止、環境対策
- (3) 荷主懇談会の開催
- (4) 部会活動の活性化と法令遵守
- (5) その他各部会における諸課題への対応

事務局

- (1) 職員の知識の向上を図るとともに、職務意欲の向上に努める。
- (2) 事務の合理化、効率化及び諸経費の節減を図るとともに、費用対効果に努める。
- (3) 事務所内のごみ減量化のため、3R (Reduce = 発生抑制・Reuse = 再使用・Recycle = 再生利用)の推進に努める。

会議

- (1) 定時総会
- (2) 常任理事会及び理事会
- (3) 委員会
- (4) その他会議

<支部事業計画>

※令和8年度より本部及び支部が一体的な運営体制へ移行することに伴い、下記項目を柱として各支部が事業を実施する。

- 1. 交通・労災事故防止対策の推進
- 2. 緊急輸送体制の整備と訓練
- 3. 経営基盤強化と人材育成
- 4. 適正化事業とコンプライアンス推進
- 5. 地域貢献と広報活動
- 6. 支部機能の運営
- 7. 体制の整備

<令和8年度運輸事業振興助成交付金事業計画(案)>

政令第1号、貨物の輸送の安全の確保に関する事業

(1) 自動車事故対策機構等の活用

▽交通事故の未然防止ならびに運行管理者の

資質向上を図るため、自動車事故対策機構等が実施する運転者適性診断（一般診断）ならびに運行管理者基礎講習の受講料の一部を負担する。

(2) ドライバーコンテストの開催等

▽プロ・ドライバーとしての誇りと社会的責務を自覚させ、知識・技能の向上を図るため、大阪府・大阪府警察本部・大阪運輸支局等の後援により大阪府大会を開催するとともに、全国大会に選手を派遣する。

(3) 交通安全運動等の実施

▽国が策定した「事業用自動車総合安全プラン2030」（仮称）を踏まえ、トラック運送業界の目標達成に向け各種セミナー等を通じ、事故分析結果に基づく以下の事故防止対策を促進する。

▽大阪府・大阪府警察本部等の関係行政機関と連携し春・秋の全国交通安全運動をはじめ各種キャンペーン等に参加協力する。

▽ドライブレコーダーをはじめ交通事故の防止に効果のある安全対策機器の購入に対し、その費用の一部を助成し普及促進に努めるとともに、ドライバー等が受講する各種安全教育・訓練等に対しても参加費用の一部を助成することにより資質の向上を図る。

▽運転記録証明書の発行手数料の助成を行い、ドライバーの意識改革や管理業務の徹底を図る。

▽貨物自動車運送事業者における法令遵守の必要性ならびに交通安全知識の向上を図るため、運転者等に対する飲酒運転をはじめとする事故防止セミナーを開催するとともに、実践的対策として大阪府警察等との共催で子供・高齢者に対する交通安全教室等を実施する。

▽勤務時間内の交通事故、いわゆる交通災害の発生を未然に防ぐため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会と協調し推進する。

(4) 健康相談事業

▽睡眠時無呼吸症候群による交通事故を防止するため、スクリーニング検査費用の一部を助成することにより受診を促進し、疾病の早期発見に努める。

また、勤務時間が不定期なことが多く、定期健康診断の受診が困難なドライバーが多いことから、受診しやすい日時・場所にて受診ができるよう、健康診断ならびに深夜業務従事者に対する健康診断を実施する。

▽国土交通省が平成30年2月に策定した「自動車運送事業者における脳血管疾患ガイドライン」に基づき、本年度も引き続き脳健診断成事業を実施する。

▽国土交通省が令和元年7月に策定した「自動車運送事業者における心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン」に基づき、心疾患検査助成事業を実施する。

(5) 過積載防止活動の実施

▽過積載防止街頭PR活動ならびに過積載防止対策懇談会の活動を通じ、事業者のみならず荷主企業・府民に対し交通事故の原因となる過積載運行の防止を呼び掛け、その撲滅を図る。

政令第2号. サービスの改善及び向上に関する事業

(1) 中小企業経営基盤強化対策

▽「改正物流法」及び「トラック適正化二法」の普及促進に努め、会員だけではなく荷主企業等へも理解を求めていく。

▽標準的運賃を踏まえた原価計算と料金の考え方を周知し、荷主に対する適正な価格転嫁を後押しするため、以下の施策に取り組む。

▼会員事業者が自社の適正な原価を把握できるよう、原価計算に関するセミナーを開催する。

▼会員事業者が、業界の経営指標と自社のコストを比較し、実態を把握できるよう、公益社団法人全日本トラック協会が作成する「経営分析報告書」を印刷、配布する。また、経営改善のために外部の専門家による経営診断を希望する事業者に対しては、公益社団法人全日本トラック協会との連携の下、経営診断事業を推進する。

▽事業後継者等の人材育成を図るため、各支部による「支部後継者育成等経営基盤強化研修会」を開催するとともに、本部後継者育成事業として、公益社団法人全日本トラック協会が開催する青年部会全国大会への参加助成を行う。

▽会員各社の経営者や管理者の資質向上に資するため、中小企業大学の受講促進に努める。

(2) 都市内物流の効率化対策

▽国土交通省策定の「貨物自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針」が示す求荷求車システムの活用を促進するため、

本年度も大阪府貨物運送協同組合連合会との連携のもと、WebKIT事業の円滑な運営と普及促進を図る。

(3) 情報化の推進

▽生産性向上対策、人材不足対策の一環として、中小企業の情報化に関するセミナーを開催し、業務の効率化を推進する。

(4) 引越関係講習会の開催

▽公益社団法人全日本トラック協会において、平成26年度より開始された引越事業者優良認定制度の資格要件の1つである引越講習を開催することで受講を促し、同講習会の拡充を図っていく。

政令第3号. 環境の保全に関する事業

(1) 自動車交通公害等環境問題対策

▽Nox・PMだけでなくカーボンニュートラルに向けて、CO2の削減も目指し、排出量の少ない環境対応車導入にかかる費用の一部を助成し、普及促進に努める。

▽エコドライブに効果のあるEMS機器やアイドリングストップ機器ならびに低燃費タイヤの導入費用の一部を助成し、燃料消費を抑えた効率輸送の実践ならびにカーボンニュートラルの検討等のグリーンエコプロジェクトを促進する。

▽トラックターミナル等の流通業務地区や港湾地区およびその周辺において、路上駐車による排気ガスやゴミの不法投棄等による環境問題に対処するため、啓発活動を実施する。また、路上駐車問題等の解消に向け、大阪府警本部と駐車対策連絡会議を開催し情報の共有に努める。

(2) 環境に配慮した経営促進への助成

▽事業者が自主的・計画的に環境対策に取り組むよう、グリーン経営認証取得への助成を行う。

政令第4号. 適正化に関する事業

(1) 安全運行パトロール事業

▽貨物自動車運送事業法に基づいた適正化事業指導員が事業所を巡回し、法違反等の排除に向け改善指導等を行う。特に、総合評価がD・Eの事業所に対しては重点的に巡回指導等を行い、法令遵守の徹底を図る。また、適正化事業調査員による貨物自動車運送事業者の適正な取引を阻害する疑いのある荷主・元請事業者等の違反原因行為に係

る情報収集およびトラック・物流Gメンへの情報提供を行うとともに、トラック・物流Gメンと連携して荷主・元請事業者への周知ならびに協力要請を行う。

(2) 輸送サービスセンター事業

▽輸送サービスセンターを窓口として、一般利用者ならびに地域住民からの輸送に関する苦情・相談等に対処する。

(3) 啓発広報対策事業

▽貨物自動車運送事業の輸送の安全性の向上、良質な輸送サービスの提供に資するため、貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）の推進に努める。

(4) 輸送秩序確立対策事業

▽適正化事業実施機関の中立性・透明性を高めるため適正化事業実施機関評議委員会の活用を図るとともに、適正化事業を効果的に推進するため、他の事業との調整を図りつつ、計画に基づき貨物自動車運送事業法第39条に定める事業を積極的に推進し、秩序確立に資するための啓発活動を実施する。

政令第6号. 震災等災害時物資輸送体制整備に関する事業

(1) 緊急輸送訓練活動

▽各支部の緊急輸送訓練の実施、ならびに行政機関等が実施する各種訓練に積極的に参加するとともに、業界内での緊急輸送体制の一層の充実を図る。

(2) 緊急輸送体制の整備

▽大規模災害発生時の緊急輸送活動等に迅速に対応するため、関係行政機関・トラック協会・事業者間の連絡体制の整備、強化、緊密化を図るとともに、ラスト・ワンマイル対策を兼ねた輸送訓練を実施する。

政令第8号. 中央出捐金支出

(1) 中央事業への出捐

▽全国的規模の事業を実施、推進するため、公益社団法人全日本トラック協会へ交付金額の23.0%を出捐する。

政令第1～7号. 共通事業

(1) 広報事業

▽事業用トラックによる各種輸送サービスの向上に資するため、トラック広報等を効果的に活用するとともに、トラック運送業界の社会的地位の向上を図るため、「トラック

の日」行事や「児童絵画コンクール」等の各種広報活動を積極的に活用する。また、ドライバーの人材確保を目的とした運送事業者合同の就職説明会を開催する。

(2) 管理事業

▽令和8年度の交付金を効果的かつ円滑に運用するため、各事業の実施に係る適正な事務管理を行うとともに、関係行政機関に対する承認申請等の諸手続きを適切に行い、交付金事業の円滑な推進に努める。また、各事業の推進に係る情報管理および事務処理ならびに協会ホームページの運営等について、情報システムの活用による業務の効率化に努める。

◇令和8年度会費の額および納入方法等(案)について

1. 会費の額並びに納入方法は、次のとおり。

<会費の構成>

本支部一体化を受けて、会費は平等割・車両割・地域割により構成する。

①貨物自動車運送事業者

▽平等割（1会員1ヶ月当り）4,500円

▽車両割（1台1ヶ月当り）

【普通車（積載量4トン以上、けん引車を含む）および小型車（積載量4トン未満）】

台数	普通車	小型車
30台まで	420円	210円
31台～200台まで	410円	200円
201台～500台まで	400円	190円
501台以上	390円	180円

【被けん引車】

台数	ポ-ルトレーラ以外	ポ-ルトレーラ
30台まで	140円	110円
31台～200台まで	130円	100円
201台～500台まで	120円	90円
501台以上	110円	80円

②貨物運送取扱事業者（専業者に限る）

▽平等割（1会員1ヶ月当り）4,500円

▽取扱専業者割（1会員1ヶ月当り）7,500円

<地域割>

地域割は、支部ごとに定められているものに準ずる。

<<納入方法>>

協会発行の請求書により、四半期ごとに納入。

2. 入会金の額並びに納入方法は、次のとおり。

《入会金の額》

新規加入者1者につき50,000円

《納入方法》

入会申込と同時に納入するものとする。

3. 会費請求額の修正を行う特別措置は、「会費車両台数変更連絡票」により、所属支部あてFAXで連絡をいただいた会員事業者に限り、次により修正した会費請求書を発行するものとする。

(1) 4月～6月中に会費車両台数の変更があり、7月10日までに所属支部あて連絡をいただいた場合に限り、修正した2期分(7月分～9月分)請求書を発行するものとする。

(2) 10月～12月中に会費車両台数の変更があり、1月10日までに所属支部あて連絡をいただいた場合に限り、修正した4期分(1月分～3月分)請求書を発行するものとする。

注1. 1期分(4月分～6月分)請求書は、従来どおり、3月末現在運輸支局に登録された実在車両数に基づき発行するものとする。

注2. 3期分(10月分～12月分)請求書は、従来どおり、9月末現在運輸支局に登録された実在車両数に基づき発行するものとする。

◇令和8年度 各会計収支予算(案)について

◆実施事業等会計収支予算書(案)

○令和8年度 実施事業等(輸送の振興・安全・環境保全事業)収支予算書(案)

《Ⅰ 事業活動収支の部》

1. 事業活動収入

- ① 交付金収入=593,713,000円
- ② (公社)全ト協成金収入=90,000,000円
- ③ 特定資産運用収入=19,625,000円
- ④ 雑収入=10,000円
- ▼ 事業活動収入計=703,348,000円

2. 事業活動支出

- ① 政令第1号. 貨物の輸送の安全の確保に関する事業支出=306,479,900円
- ② 政令第2号. サービスの改善及び向上に関する事業支出=15,090,000円
- ③ 政令第3号. 環境の保全に関する事業支出=61,362,000円
- ④ 政令第4号. 適正化に関する事業支出=178,815,000円
- ⑤ 政令第6号. 震災等災害時物資輸送体制整備に

関する事業支出=12,960,200円

⑥ 政令第8号. 中央出捐金支出=136,553,990円

⑦ 政令第1～7号. 共通事業支出=151,139,000円

⑧ 利子補給事業支出=55,000,000円

▼ 事業活動支出計=917,400,090円

▽ 事業活動収支差額=-214,052,090円

《Ⅱ 投資等活動収支の部》

1. 投資等活動収入

- ① 特定資産取崩収入=1,362,133,100円
- ② 他会計からの繰入額=46,553,990円
- ▼ 投資等活動収入計=1,408,687,090円

2. 投資等活動支出

- ① 特定資産取得支出=1,200,000,000円
- ▼ 投資等活動支出計=1,200,000,000円
- ▽ 投資等活動収支差額=208,687,090円

《Ⅲ 予備費=23,933,000円》

▽ 当期収支差額=-29,298,000円

▽ 前期繰越収支差額=29,298,000円

▽ 次期繰越収支差額=0円

◆令和8年度 その他会計収支予算書(案)

○令和8年度 他1. 会員関連事業(会員厚生事業)収支予算書(案)

《Ⅰ 事業活動収支の部》

1. 事業活動収入

- ① 特定資産運用収入=540,000円
- ② 会費収入=521,882,000円
- ③ 入会金収入=0円
- ④ 事業収入=4,000,000円
- ⑤ 雑収入=219,000円
- ▼ 事業活動収入計=526,641,000円

2. 事業活動支出

- ① 事業費支出計=559,452,000円
- ▽ 事業活動収支差額=-32,811,000円

《Ⅱ 投資等活動収支の部》

1. 投資等活動収入

- ① 事業運営特定資産取崩収入=50,000,000円
- ▼ 投資等活動収入計=50,000,000円

2. 投資等活動支出

- ① 固定資産取得支出=2,160,000円
- ② 他会計への繰出金支出=46,553,990円
- ▼ 投資等活動支出計=48,713,990円
- ▽ 投資等活動収支差額=-1,286,010円

《Ⅲ 予備費支出=7,680,438円》

▽ 当期収支差額=-39,205,428円

▽ 前期繰越収支差額=39,205,428円

▽ 次期繰越収支差額=0円

○令和8年度 他1. 会員関連事業(信用保証事業)
収支予算書(案)

≪ I 事業活動収支の部 ≫

1. 事業活動収入
特定資産運用収入=46,000円
事業活動収入=602,012円
雑収入=120,000円
▼事業活動収入計=768,012円
2. 事業活動支出
①事業費支出=14,284,000円
▼事業活動支出計=14,284,000円
▽事業活動収支差額=-13,515,988円

≪ II 投資等活動収支の部 ≫

1. 投資等活動収入計=0円
2. 投資等活動支出計=0円
▽投資等活動収支差額=0円

≪ III 予備費支出=38,097,488円 ≫

- ▽当期収支差額=-51,613,476円
▽前期繰越収支差額=51,613,476円
▽次期繰越収支差額=0円

○令和8年度 他2. 収益事業(総合会館運営事業)
収支予算書(案)

≪ I 事業活動収支の部 ≫

1. 事業活動収入
①特定資産運用収入=2,150,000円
②事業収入=103,153,000円
③雑収入=600,000円
▼事業活動収入計=105,903,000円
2. 事業活動支出
①事業費支出=109,444,000円
▼事業活動支出計=109,444,000円
▽事業活動収支差額=-3,541,000円

≪ II 投資等活動収支の部 ≫

1. 投資等活動収入計=0円
2. 投資等活動支出計=11,000,000円
▽投資等活動収支差額=-11,000,000円

≪ III 予備費支出=152,879,483円 ≫

- ▽当期収支差額=-167,420,483円
▽前期繰越収支差額=167,420,483円
▽次期繰越収支差額=0円

○令和8年度 他2. 収益事業(地区SC) 収支予算書
(案)

≪ I 事業活動収支の部 ≫

1. 事業活動収入
①事業収入=10,528,000円
②雑収入=10,000円

▼事業活動収入計=10,538,000円

2. 事業活動支出

- ①事業費支出=11,508,000円
▼事業活動支出計=11,508,000円
▽事業活動収支差額=-970,000円

≪ II 投資等活動収支の部 ≫

1. 投資等活動収入計=2,000,000円
2. 投資等活動支出計=2,500,000円
▽投資等活動収支差額=-500,000円

≪ III 予備費支出=5,572,091円 ≫

- ▽当期収支差額=-7,042,091円
▽前期繰越収支差額=7,042,091円
▽次期繰越収支差額=0円

○令和8年度 法人会計収支予算書(案)

≪ I 事業活動収支の部 ≫

1. 事業活動収入

- ①特定資産運用収入=2,255,000円
②会費収入=72,265,000円
③入会金収入=0円
④事業収入=940,000円
⑤雑収入=11,000円
⑥出向者受入収入=0円
▼事業活動収入計=75,471,000円

2. 事業活動支出

- ①管理費支出=117,250,000円
▼事業活動支出計=117,250,000円
▽事業活動収支差額=-41,779,000円

≪ II 投資等活動収支の部 ≫

1. 投資等活動収入

- ①特定資産取崩収入=0円
▼投資等活動収入計=0円

2. 投資等活動支出

- ①特定資産取得支出=20,000,000円
②固定資産取得支出=1,330,000円
③他会計への繰出金支出=0円
▼投資等活動支出計=21,330,000円
▽投資等活動収支差額=-21,330,000円

≪ III 予備費支出=31,150,648円 ≫

- ▽当期収支差額=-94,259,648円
▽前期繰越収支差額=94,259,648円
▽次期繰越収支差額=0円

○令和8年度 他3. 支部収支予算書(案)(総括)

≪ I 事業活動収支の部 ≫

1. 事業活動収入

- ①支部活動助成金収入=352,038,200円
②交付金事業収入=35,801,300円

第110回適正化事業実行運営委員会

③受託料収入=32,229,000円

④商品売上収入=40,500,000円

⑤雑収入=2,674,700円

▼事業活動収入計=423,148,200円

2. 事業活動支出

①事業費支出=470,012,530円

▼事業活動支出計=470,012,530円

▽事業活動収支差額=-46,864,330円

≪Ⅱ 投資等活動収支の部≫

1. 投資等活動収入

▼投資等活動収入計=1,090,000円

2. 投資等活動支出

▼投資等活動支出計=3,450,000円

▽投資等活動収支差額=-2,360,000円

≪Ⅲ 予備費支出=515,609,931円≫

▽当期収支差額=-564,834,261円

▽前期繰越収支差額=564,834,261円

▽次期繰越収支差額=0円

◇任期満了に伴う役員・委員の改選手続き(案)について

1. 役員(候補者)の選考方法

任期満了に伴う役員の選考方法、手続きについては、従来の慣行を踏まえ、「役員選考委員会」制により新役員(理事・監事)の候補者選出を行い、定時総会において新役員を選任、その後に開催する理事会において会長以下を選定する。

▽定時総会

理事・監事の選任(定款第12条)

▽理事会

会長・副会長・専務理事・常務理事・常任理事の選定(定款第22条および第30条)

2. 各支部選出理事数・常任委員会委員数の配分について

各支部の選出理事数は、会員総数に対する当該所属支部会員数に応じて算出し、配分する。また、常任委員会委員の配分については、各常任委員会において各支部から少なくとも1名の委員を配置するものとする。

3. 役員改選の手続きについて

(1) 日程

▽役員選考委員会(3回予定)

令和8年3月下旬～6月15日

▽定時総会/理事会

令和8年6月15日

<議題>

(1) 令和8年度 大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関 事業計画(案)について

(2) 令和8年度 大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関予算(案)について

(3) その他

◇令和8年度 大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関 事業計画(案)

※詳細は第245回理事会の記事をご参照下さい。

◇令和8年度 大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関 予算(案)

○政令第4号 適正化に関する事業

①安全運行パトロール費=144,475,000円

②輸送サービスセンター運営費=23,040,000円

③啓発広報活動費=3,000,000円

④輸送秩序確立対策費=8,300,000円

▼合計=178,815,000円

近畿運輸局関係人事異動

－令和8年4月1日付－
（当協会関係一部抜粋）

近畿運輸局

役 職	新 任	旧 任
近畿運輸局総務部長	大江和弘	岡本 昇
近畿運輸局自動車監査指導部長	橋本朋彦	田辺剛敏

大阪運輸支局

役 職	新 任	旧 任
大阪運輸支局長	山本康彦	本田泰彦

Monthly News

3 月 Mar 2026

3 月 13 日



令和7年度 整備管理者選任「前」研修

大阪府トラック総合会館・研修センターにて、令和7年度整備管理者選任「前」研修を開催し、会員事業者48名が参加した。本研修は、新たに整備管理者として選任を予定されている方を対象に、道路運送車両法施行規則第31条の4に定める地方運輸局が行う研修である。当日は、近畿運輸局 大阪運輸支局 検査・保安部門 担当官が講師となり研修を実施した。

3 月 18 日



トラック前幕取付による 確定申告期間啓発活動への感謝状授与 ＜西支部＞

当協会 西支部（武本琢也 支部長）は、当協会 西支部にて西税務署からの依頼に基づく適正な納税申請啓発活動を実施し、西税務署の福田署長ほか計4名の西税務署員より活動に対する感謝状を受け取った。活動内容については、トラック広報3月号にて掲載している。

大阪府からのお知らせ

自動車税の納期限は **▲6月1日(月)▲** です。
納期限までに納めましょう！

自動車税コールセンター 0570-020156

- 一部のIP電話等でつながらない場合は 06-6776-7021 までお願いします。
- 受付時間 平日9:00~17:45
- このナビダイヤルによる通話は大阪市までの通話料金でご利用いただけます。携帯電話からは20秒ごとに約10円でご利用いただけます。
- なお、通話料金はNTTコミュニケーションズからの請求となります。
- お問合せの際には、自動車の「登録番号」及び「車台番号(下4桁)」をご確認ください。
- 納税通知書等の発送直後や9時台は、つながりにくくなる場合がありますのでご了承ください。
- 大阪府以外のナンバープレートの個別の自動車については、該当の都道府県にお問合せください。
- 二輪の小型自動車、軽自動車などについては、市町村で軽自動車税が課税されますので、軽自動車等の定置場の所在地を管轄する市町村にお問合せください。



自動車税AIチャットボット

自動車税に関するよくあるご質問にAIチャットボットが24時間365日いつでもお答えします。
詳しくは、府税のホームページをご覧ください。

○抹消登録(廃車)の手続きを行うまで自動車税は課税されます！

運輸支局等に登録されている自動車は、故障や検査有効期限が経過し、自動車を使用していない場合でも、自動車税の課税対象となります。

自動車を使用しない場合は、速やかに自動車の抹消登録(廃車)の手続きをしてください。

○引越しの際には運輸支局での自動車の住所変更登録が必要です！

すぐに住所変更登録ができない場合は、[大阪府へ納税通知書等の送付先変更手続き\(住所変更届出\)](#)をお願いします。

○自動車税の納付は「いつでも、どこでも、かんたん」なキャッシュレスが便利です。

納付書の表面に印字されている「eL-QR」等を利用して府税の納付ができます。詳しくは、府税のホームページ「[府税あらかると](#)」をご覧ください。

各府税事務所内の指定金融機関窓口は廃止されました。これに伴い、令和7年10月1日以降、各府税事務所窓口で府税の納付は原則できません。(大阪自動車税事務所各分室は除きます。)

○納期限までに納めていただけない場合は…

府税を滞納すると督促状の発付等、納税の催告が行われます。それでもなお完納されない場合は、貴重な財源である大切な府税を確保するため、また、納期限までに完納された方との公平性を保つため、やむを得ず滞納処分(差押え等)が行われることとなります。

なお、納期限までに府税を完納されなかった場合は、その滞納額について、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、法律の規定により一定の割合で延滞金がかかります。

※府税を一時に納めることができない場合には、納付を猶予する制度があります。

納付が困難な方は、お早めに管轄の府税事務所・大阪自動車税事務所にご相談ください。

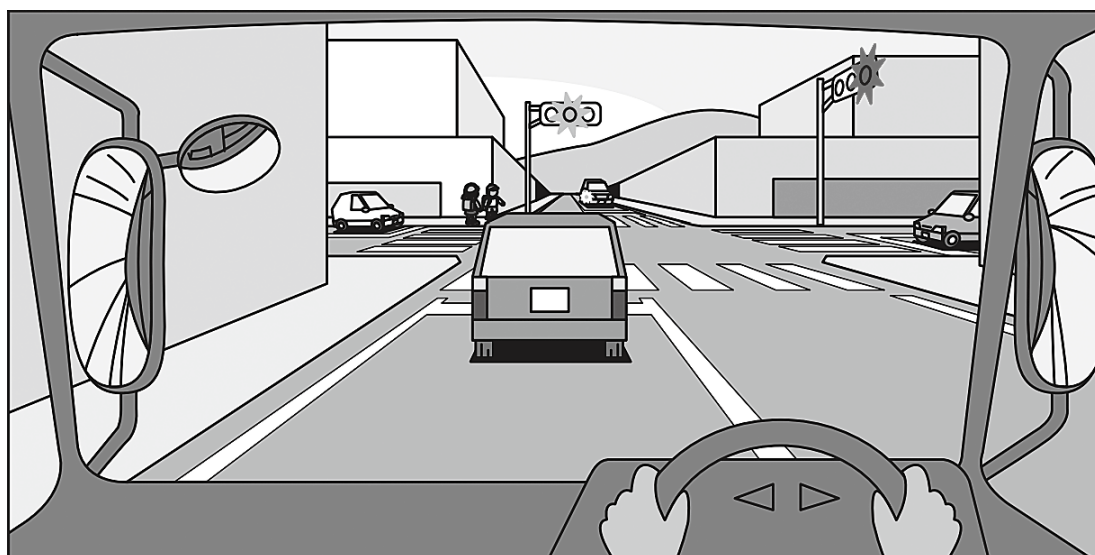
©大阪府財務部税務局徴税対策課

各社ドライバー教育にご活用ください

このコーナーでは、危険予知訓練（KYT）のKYTシートや事業用貨物自動車の事故事例等をご紹介します。会員事業者各社のドライバー教育や、事故防止教育等にご活用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

問題 黄信号交差点への接近

あなたは信号が黄色に変わった交差点に接近しています。交差点の向こうの歩道には下校中の子どもたちがおり、対向車線を走行してくる車は右折の合図を出しています。この場面にはどのような危険がありますか。また、危険を避けるためにはどのような運転をすればよいでしょうか。



どのような危険がありますか？

- ①
- ②
- ③

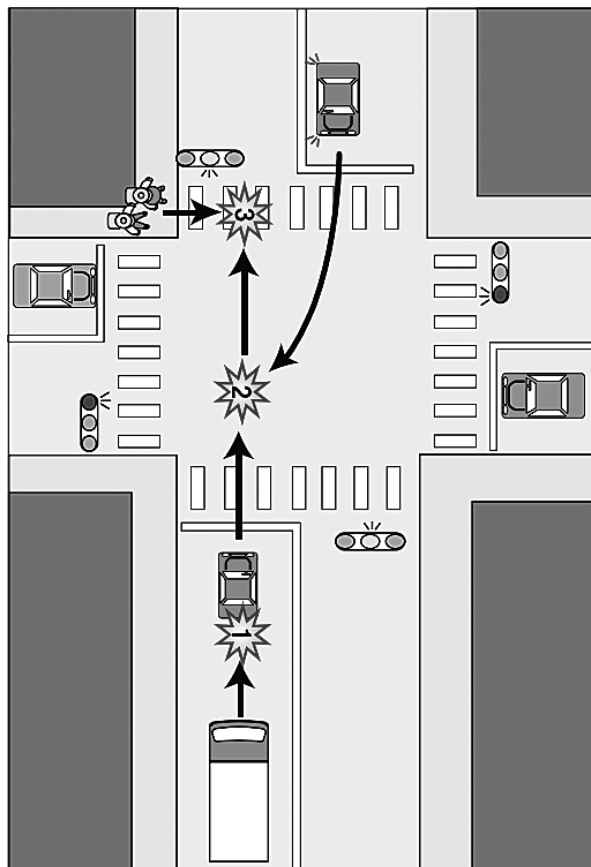
どのような運転をすれば安全ですか？

- ①
- ②
- ③

(企画・制作 (公社) 全日本トラック協会)

解説 黄信号交差点への接近

事故パターン



危険要因

- ① 交差点の信号が黄色に変わったにもかかわらず交差点を通過しようとする、前車が停止した場合に追突する。
- ② 前車が交差点を通過したので、それに続いて自車も交差点に進入すると対向右折車と衝突する。
- ③ 前車が交差点を通過したので、それに続いて自車も交差点に進入すると、信号が変わって横断を始めた子どもをはねる。

安全運転の方法

- ① 信号が黄色に変わったとき、前車は交差点を通過するだろうと判断して自車も交差点を通過しようとするのは大変危険である。黄信号の意味は、停止位置に近づいていて安全に停止できない場合を除いて、交差点の手前で停止するということである。信号が黄色に変わったときは、早めに減速して交差点の手前で停止する。
- ② 前車が交差点に進入しても、それに追従して交差点に進入することはしない。

被扶養者でなくなった時は

令和7年度の被扶養者現況報告書のご提出、ありがとうございました。
皆様のご協力により、被扶養者現況確認が終了しました。
現況確認は、ご家族の方が健康保険の被扶養者の基準を満たしているかを再確認して、
皆さんからいただいた保険料を適正に使用するために必要なことです。
今後ともご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

被扶養者でなくなった時は 「被扶養者(異動)届」をご提出ください。

その際、資格確認書をお持ちの方は一緒にご提出ください。
例えば・・・



就職したとき

就職先で健康保険に加入した場合、大貨健保の被扶養者ではなくなります。

年間収入が130万円以上 になるとき

パート収入(非課税交通費を含む)や、その他の収入の合計が
年間130万円以上[※]となる場合、被扶養者に該当しなくなります。

★ 政府による「130万円の壁」への対応策として、パート等で働く人が
繁忙期に一時的に年収が130万円[※]を超えても、パート先の事業主が
それを証明することで引き続き被扶養者となります。(連続して2回まで)

※ 19歳以上23歳未満の場合は「150万円」となります。

- 被保険者の配偶者(事実婚含む)は対象とはなりません。
- 年齢はその年の12月31日現在の年齢で判定します。

※ 60歳以上または年金受給の方は「180万円」となります。

被扶養者の認定要件は収入だけではないため、その他の要件を満たさないことにより
被扶養者に該当しない場合もあります。



扶養の認定などについては、適用課 TEL06-6965-4051 へお問い合わせください。

第29回 安全と健康を推進する協議会 両輪会

「気軽に活きた情報交換ができる場があれば…」という交通関係事業者の声によりスタートした協議会

加齢により直面する従業員の 健康問題と事業者の配慮

第1部 情報提供 ・ 第2部 グループディスカッション

2026
5/20 水
13:30~16:45
ハイブリット
開催

少子高齢化が急速に進む中、経験豊富で貴重な戦力である高齢ドライバーの活躍が不可欠となっています。しかし、加齢による身体機能の低下は否めず、高齢ドライバーの増加は、急増する健康起因事故の原因にもなっています。


その一方、働き盛りの年代では、「今から始める予防対策」が何よりも重要で、個人のみならず、企業としての対応も求められています。

第29回両輪会では、働き盛りも含めた、加齢による健康問題への配慮について、皆さんとともに探っていきたいと考えています。



会場

大阪大学中之島センター
7階 セミナー室7D
大阪市北区中之島4-3-53



定員 **30名**
会費 **3,000円 (一般)**
2,000円 (OCHIS会員)
情報交流会費 7,000円

Live配信

Zoomウェビナー
«第1部のみの配信となります»

定員 **100名** 会費 **無料**

プログラム詳細・お申込み

OCHISのHPからどうぞ




助成金対象 SASスクリーニング検査は

大阪府トラック総合会館 3階

全ト協 SAS対策事業指定機関/大ト協 SAS検査受託機関

NPO法人ヘルスケアネットワーク(OCHIS)へ

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号

TEL: 06-6965-3666

FAX: 06-6965-5261

URL: <https://www.ochis-net.jp>

E-mail: sas@ochis-net.com

「SAS&NAVI無料お悩み相談会」
も実施中です。
お気軽にお問合わせください。

ヘルスケアネットワーク

検索



ファーストステージ

令和
8年度

令和
8年 4/1(水) → 9/30(水)

自動車共済 新規獲得

推進キャンペーン



入賞条件

A・Bの各部門別に
上位3位までの地域へ

表彰及び副賞を贈呈

A 新規契約事業者数部門 B 自動車共済契約掛金部門

特賞

新規事業者の紹介
1件成立につき、
ご紹介いただいた組合員様に

お礼の品を進呈

ご契約について
の
お
問
い
合
わ
せ
や
ご
相
談
は
下
記
ま
で
お
電
話
く
だ
さ
い。

営業課(本部)

河北事務所

泉州事務所

奈良事務所

和歌山事務所

滋賀事務所

京都事務所

キンコウセーフディ(株)【代理店】

〒536-0014 大阪市城東区鶴野西2-11-2

〒532-0011 大阪市淀川区西中島2-14-6(新大阪第2ビル9階)

〒590-0985 堺市堺区戎島町4-45-1(ポルタセンタービル3階)

〒630-8231 奈良市本守町1-1(奈良上三条ビル4階)

〒640-8341 和歌山市黒田1-1-19(阪和第一ビル4階)

〒520-3047 栗東市手原3-1-25(栗東市商工会館内)

〒612-8418 京都市伏見区竹田向代町51-5(京都自動車会館内)

〒536-0014 大阪市城東区鶴野西2-11-2

TEL.06(6965)2824

TEL.06(7632)5855

TEL.072(231)9781

TEL.0742(90)0510

TEL.073(403)6486

TEL.077(502)0210

TEL.075(671)1894

TEL.06(6965)2561

近畿交通共済協同組合

〒536-0014 大阪市城東区鶴野西2-11-2 TEL.06-6965-2828(代) FAX.06-6965-2838

近畿交通共済協同組合

<https://www.kinkyō.or.jp>



自動車共済・自賠償共済はぜひ近畿共済でご契約を

近畿共済は、組合員のみなさまと一体となって事故防止に努力しています

お問い合わせ・ご連絡は当組合営業課 06-6965-2824

大貨特退共のページ

【特定退職金共済制度について】

特定退職金共済制度とは、業界団体がその業界の特殊性に基づき、退職金共済制度を実施するものです。事業主が従業員の将来の退職金支払いに備えて、退職金を特定退職金共済団体に毎月共済掛金として払い込みをし、従業員が退職した時に規約に基づいた退職金を給付します。

このように特定退職金共済制度は、企業にとって雇用の安定と退職金が計画的に準備できるもので経営基盤の安定が図れ、退職金に要する資金の実質的な軽減化と、従業員に対する退職金の給付が保証されます。

『制度の特色』

- ★共済掛金は1人月額30,000円まで損金算入（1,000円から500円きざみで選択可能）
- ★労務対策としても好適
- ★国の制度（中小企業退職金共済制度）との重複加入も可能
- ★加入対象者の年齢は満15歳以上満79歳未満の方

『給付表』

口数 月額 掛金 加入年数	2口	4口	6口	8口	10口	20口	30口	40口	60口
1年	4,100	8,200	12,300	16,400	20,500	41,000	61,500	82,000	123,000
2	23,600	47,200	70,800	94,400	118,000	236,000	354,000	472,000	708,000
3	35,300	70,600	105,900	141,200	176,500	353,000	529,500	706,000	1,059,000
4	48,000	96,000	144,000	192,000	240,000	480,000	720,000	960,000	1,440,000
5	60,100	120,200	180,300	240,400	300,500	601,000	901,500	1,202,000	1,803,000
10	121,100	242,200	363,300	484,400	605,500	1,211,000	1,816,500	2,422,000	3,633,000
20	253,200	506,400	759,600	1,012,800	1,266,000	2,532,000	3,798,000	5,064,000	7,596,000
30	391,600	783,200	1,174,800	1,566,400	1,958,000	3,916,000	5,874,000	7,832,000	11,748,000

『資産の運用』

生命保険会社で新企業年金保険契約に基づく、元本保証と保証利率0.75%の一般勘定で安全運用

特定退職金共済制度についてのお問合せ

お手数ですが該当事項に○印をご記入のうえ
FAXにてご返信ください

- ① 検討したい
- ② 詳しい資料が欲しい
- ③ 説明を聞きたい
- ④ 加入したい

ご住所	
会社名称	
電話番号	
ご担当者	

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
一般社団法人 大阪府貨物運送特定退職金共済会
電話 06-6965-2230
FAX 06-6965-2231

●委託保険会社（委託割合）
住友生命保険相互会社(64.3%) [事務幹事]
日本生命保険相互会社(31.2%)
明治安田生命保険相互会社(4.5%)
委託保険会社に、委託割合に応じた運用を委託しております。
なお、委託保険会社および委託割合は変更されることがあります。
(上記の委託保険会社および委託割合は令和7年3月現在のものです。)

この頁をコピーしてそのままFAX下さい

所在不明事業者の許可取消しにあたり事業者に対して、聴聞通知を行う必要があり、幅広く周知を行うため「聴聞の通知について」を掲載することとなりました。

聴聞の通知について

令和8年3月3日

近畿運輸局長

下記に記載した事業者の経営する一般貨物自動車運送事業に関する行政処分(許可の取り消し)について、下記の期日及び場所において聴聞を実施しますので、行政手続法第15条第3項の規定により通知します。
 なお、同法第15条第1項各号に掲げる事項を記載した聴聞通知書は下記の交付場所で執務時間中いつでも交付しますので申し出て下さい。

1 事業者名及び聴聞の期日等

事業者名	代表者名	事業者住所	聴聞日時
南部開発 株式会社	代表取締役 井田 勝栄	大阪府大阪市石田486番地の3	令和8年4月20日(月) 9時30分
株式会社 ホクシン企画(旧名称:株式会社北斗建設)	代表取締役 三谷 博之	大阪府大阪市鳥取中541番地	令和8年4月20日(月) 10時30分
株式会社 愛光商会	代表取締役 松原 賢司	大阪府門真市西宮5丁目2番16	令和8年4月20日(月) 11時30分
株式会社 タウンサービス協同	代表取締役 赤木 美之	京都府京都市南区吉祥院新田貳ノ段町75-1	令和8年4月20日(月) 13時30分
伊藤 一雄	伊藤 一雄	大阪府大阪市住吉区万代4-6-10	令和8年4月20日(月) 14時30分
株式会社 希	代表取締役 川村 章浩	大阪府寝屋川市高柳二丁目14番27号	令和8年4月20日(月) 15時30分
株式会社 サワエトランスポート	代表取締役 澤江 幹夫	大阪府東大阪市長田東4丁目2番32号 大真ビル803号	令和8年4月21日(火) 9時30分
株式会社 大都急行	代表取締役 茂木 孝造	大阪府大阪市生野区小路1-2-22	令和8年4月21日(火) 10時30分
株式会社 aimax	代表取締役 武澤 孝雪	大阪府大阪市東成区成育3-2-12-201	令和8年4月21日(火) 11時30分
有限会社 テクノロジスティック	代表取締役 堀内 均	大阪府箕面市箕面二丁目4番12-103号	令和8年4月21日(火) 13時30分
マルユウ運輸 株式会社	代表取締役 梅本 孝雄	大阪府松原市天美西1-7-9	令和8年4月21日(火) 14時30分
三光運輸 株式会社	代表取締役 倉本 宗一 倉本 高司	大阪府大阪市東淀川区大槻5丁目1番40号	令和8年4月21日(火) 15時30分
鎌野 和彦	鎌野 和彦	兵庫県芦屋市高浜町2-1-931	令和8年4月22日(水) 9時30分
株式会社 S. FACTORY	代表取締役 山岡 誠司	大阪府大阪市大正区平尾4-23-18-2	令和8年4月22日(水) 10時30分
株式会社 ハヤブサ運送	代表取締役 岡田 大介	大阪府東大阪市橋根2丁目12番6号	令和8年4月22日(水) 11時30分
合同運送 有限会社	代表取締役 高野 元伸	和歌山県田辺市秋津町733-1	令和8年4月22日(水) 13時30分
有限会社 エクセル友真	代表取締役 寿 魁蝶	兵庫県姫路市飾東町北山94番地の1	令和8年4月22日(水) 14時30分
増本運輸 株式会社	代表取締役 増本 博三	兵庫県姫路市西郷町本郷字堀ノ内209-1	令和8年4月22日(水) 15時30分
株式会社 姫路物流	代表取締役 栗田 考生	兵庫県姫路市広畑区西夢前台4-212	令和8年4月23日(木) 9時30分
大豊輸送 株式会社	代表取締役 五十嵐 陽助	兵庫県姫路市広畑区蒲田5-16	令和8年4月23日(木) 10時30分
成裕カーゴ 株式会社	代表取締役 中迫 裕一	兵庫県姫路市白国4丁目14番8号	令和8年4月23日(木) 11時30分
尼崎港運 株式会社(旧名称:コーウン運輸倉庫株式会社)	代表取締役 高原 康久	兵庫県尼崎市東海岸町38番地	令和8年4月23日(木) 13時30分
共伸輸送 株式会社	宮下 美昭	兵庫県豊岡市野田字河原田1	令和8年4月23日(木) 14時30分
野崎運輸 株式会社	代表取締役 野崎 博司 野崎 弘子	大阪府大阪市福島区野田1-1-86 大阪市中央卸売市場業務管理棟	令和8年4月23日(木) 15時30分
株式会社 イマキン	久保田 章義	大阪府大阪市東成区大今里南2丁目2-2	令和8年4月24日(金) 9時30分
株式会社 エム・ライズ	代表取締役 向山 義彦	兵庫県加古郡稲美町六分一1184-3	令和8年4月24日(金) 10時30分
株式会社 あんしん	代表取締役 松澤 典央	兵庫県西宮市甲子園八番町6番20号	令和8年4月24日(金) 11時30分
杉本 勇	杉本 勇	兵庫県神戸市中央区臨浜海岸通3丁目1番17-805号	令和8年4月24日(金) 13時30分
株式会社 松尾建設運輸	松尾 勝	兵庫県西脇市鹿野町字スソウジ1342番58	令和8年4月24日(金) 14時30分

2 聴聞の場所

大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館 13階
 近畿運輸局 第1会議室

3 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館 13階
 近畿運輸局自動車監査指導部【貨物担当】(06-6949-6448)

4 聴聞通知書の交付場所

大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館 13階
 近畿運輸局自動車監査指導部【貨物担当】(06-6949-6448)

* 開庁日 月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く)
 午前9時~正午 / 午後1時~午後5時45分

2026年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業 (Gマーク)の申請について

1. 申請案内の公開 (2026年5月上旬以降)

- ①更新ハガキ → 5月中旬から下旬頃に(公社)全日本トラック協会から郵送(予定)
 - ②Web申請 → 説明動画 (You Tube) が5月下旬頃に(公社)全日本トラック協会のHP配信
 - ③Webシステム稼働 → 6月上旬頃
- ※ 上記については予定です。諸事情により、予定が変更となる場合がございます。あらかじめご了承ください。

2. 申請方法

Webもしくは郵送申請のみ

・Web申請 (Webのみで完結)

- ◎更新申請 (申請方式 B、E 方式) は、Web申請システムによる受付のみで、郵送による申請は不要です。

・郵送申請 (Web申請システム登録後、申請書+資料を郵送)

- ◎Web申請システム登録後、申請書を印刷し、「安全性に対する取組の積極性」を挙証する資料と同封して郵送ください。新規申請、更新申請 (申請方式 A、C 方式) の場合は、「安全性に対する取組の積極性」を挙証する資料を提出する必要があります。そのため、申請の際は、①第1号様式または第6号様式の申請書、②自認書 (第2号様式)、③「安全性に対する取組の積極性」を挙証する資料等をファイルに封入し、下記の送付先へ郵送してください。
(資料を郵送する際には一般書留郵便、簡易書留郵便、レターパックプラス、信書便等荷物追跡が可能な方法で発送してください。)

3. 受付期間

2026年7月1日(水)～7月14日(火) (土日除く、ただし申請システムは土日稼働)

※**郵送の場合、7月14日(火)必着**

4. 送付先およびお問い合わせ先

〒536-0014 大阪府大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
(一社)大阪府トラック協会 適正化事業部
電話 06-6965-4024 FAX 06-6965-1902

5. その他

- ※申請期間中は電話及び受付業務が大変混雑するため、申請書類のチェック、お問い合わせについては、6月末までをお願い致します。
- 7月は書類の確認を行いませんので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

近畿地区軽油価格調査集計表(2026年2月分)

全ト協調会

※消費税抜き価格です

■単純集計表

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	120.55	104.61	113.74

■元売別集計表

元売別	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S	119.35	106.07	116.08
出光昭和シェル	131.87	105.85	114.75
キグナス			
コスモ	118.87	103.08	108.75
その他	118.84	103.71	113.56

■月間購入量別集計表

月間購入量別	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	123.54	104.88	114.28
30～50キロリットル未満	114.60	104.11	109.95
50～100キロリットル未満	110.13	104.33	
100キロリットル以上	114.55	103.48	

■支払期限別集計表

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	106.10	103.78	110.70
30～60日未満	120.43	104.02	114.03
60日以上	138.10	112.17	

■軽油価格推移表

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2025年10月	128.53	113.29	120.76
2025年11月	123.38	108.56	119.39
2025年12月	116.98	107.27	114.33
2026年1月	116.68	102.22	111.15
2026年2月	120.55	104.61	113.74

軽油「元売別」購入価格表(1ℓ当たり)

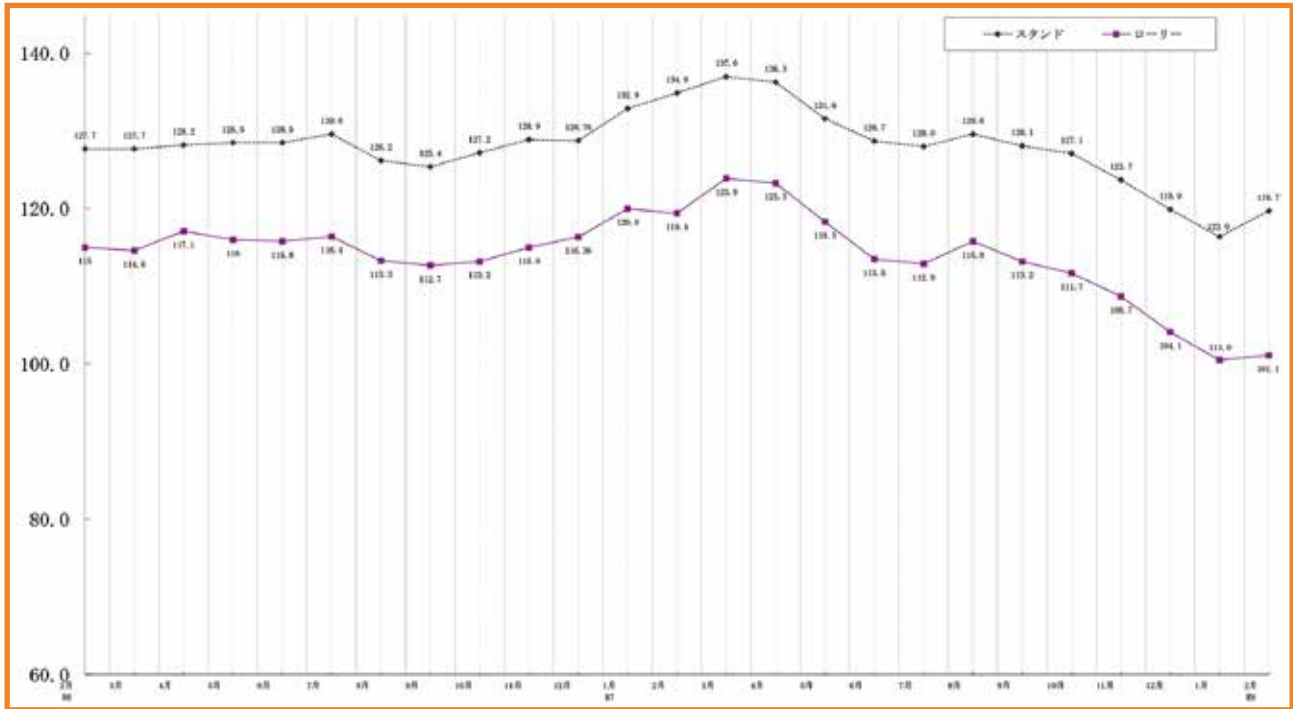
(2026年2月度)

大ト協調会

※消費税抜き価格です

項目 元売別	スタンド買い		ローリー買い	
	平均(円)	最低(円)	平均(円)	最低(円)
エネオス	121.1	107.6	95.0	67.9
出光	120.7	108.0	108.3	101.5
モービル	122.5	115.0	108.7	108.7
エッソ			102.8	100.0
ゼネラル	114.7	112.3	106.0	106.0
キグナス				
コスモ	122.6	108.4	99.9	69.9
その他	116.4	103.6	100.4	85.0
全社	(加重平均値)119.7	(最低価格)103.6	(加重平均値)101.1	(最低価格)67.9

軽油購入価格推移表 (平均値)



近畿の交通規制情報 (規制終了が早い順に掲載しています)

- 実施中 (4月16日24時まで)
名二環 名古屋西 JCT ⇒ (外回り) 清洲 JCT 昼夜連続通行止
- 実施中 (4月17日まで)
第二神明道路 明石 SA ⇐ (下り線: 姫路方面)
夜間閉鎖 (毎夜 22時から翌朝 5時)
- 実施中 (4月24日6時まで)
東名阪道 亀山 IC ⇔ (上下線) 名古屋西 IC 昼夜連続車線規制
- 5月17日11時から15時30分ごろまで (一部10時から18時ごろまで)
日本橋ストリートフェスタ 2026
交通規制 堺筋 [恵美須入路交差点北詰~日本橋3丁目南交差点南詰]
- 5月18日0時から5月30日6時まで
新名神 草津 JCT ⇔ (上下線) 菟野 IC・亀山西 JCT ⇐ (下り線) 亀山 JCT
昼夜連続車線規制・夜間通行止め
- 5月17日0時から6月30日6時まで
伊勢湾岸道 湾岸弥富 IC ⇔ (上下線) 東海 JCT
昼夜連続車線規制・夜間通行止め
- 実施中 (7月17日まで)
国道1号バイパス 花博記念公園口東交差点⇔ (上下線) 三ツ島東交差点付近
夜間通行止め (深夜 22時から翌朝 5時)
- 実施中 (7月17日まで)
第二京阪道路 第二京阪門真 IC (出入口)
夜間閉鎖 (深夜 22時から翌朝 5時)
- 実施中 (7月31日まで)
神戸淡路鳴門自動車道 鳴門北 IC ⇒ (上り線) 淡路島南 IC 終日1車線規制中
- 実施中 (8月まで)
中国自動車道 (一部区間) 神戸 JCT ⇔ (上下線) 宝塚 IC 終日車線規制中
- 実施中 (令和11年8月まで)
大阪中央環状線 (南行き) 東荒本北交差点~西岩田2丁目東交差点
終日車線規制中
- 実施中 (令和12年9月下旬まで)
国道176号 十三バイパス 終日車線規制中



(一社)大阪府トラック協会
道路規制情報ページ

その他の道路規制や
最新情報は当協会
HPや各道路会社HP
の道路規制情報をご
覧ください。

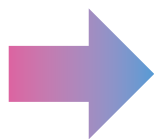
令和 8 年度

整備管理者選任後研修に関するお知らせ

令和 7 年度の下半期より、オンラインによる研修が開始され、令和 8 年度の実施につきましては、実施する期間・研修資料・研修動画が全国統一されました。これに伴い、令和 8 年度の研修で使用する資料および動画の完成が下半期頃となる予定であるため、従来行っていた対面式およびオンラインによる整備管理者選任後研修は、上半期での実施ができなくなり、下半期からの実施となります。皆様にはご不便をおかけしますが、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 8 年度 整備管理者選任後研修

上半期実施予定なし



下半期開催予定

※日程は確定次第、随時ホームページに掲載する予定です。

オンライン研修を推奨しているため、できる限りオンライン研修の受講をお願い申し上げます。

今を知る。未来の力になる。



全国すべての事業所・企業が対象です。

経済センサス 活動調査

経済の
国勢調査



令和8年
6月1日

4月～5月にかけて
調査票をお届けします。



回答はインターネットがおすすめです。



※この調査は統計法に基づく基礎統計調査で、調査に回答する義務があります。ご回答いただいた内容は統計作成の目的以外（他の資料など）には、絶対に使用しません。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS

持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取り組みを支援するための調査です。

総務省・経済産業省・都道府県・市区町村からのお知らせです。

<https://www.e-census2026.go.jp/>

経済センサス2026

検索





今回の4コマはトラックとの感動の別れで感動的ですね。これだけトラックのことを考えているドライバーさんと一緒に仕事出来たら運送会社の経営者はうれしいでしょうね!

今回のコラムですが、4コマのように相手を慮る気持ちを・・・ということで4コマに関連させるために無理やりですが、従業員が労災に見舞われた際、会社として適切な対応ができるように労災保険申請の基本についてお話させていただきます。

さて、労災保険の申請について、「会社が行うもの」と誤解されているケースが少なくありません。

しかし、労災保険法上、給付の請求権者はあくまで労働者本人であり、申請は「本人請求」が原則です。

会社は申請主体ではなく、あくまで必要事項の証明や資料提供を行う立場にあります。

労災実務では、会社が書類作成を主導するケースも多く見られますが、これは便宜上の対応に過ぎません。

申請内容の最終的な責任は労働者本人に帰属するため、会社が一方的に内容を決定し申請を進めることは適切ではありません。

特に、発生状況や原因について認識の相違がある場合には、慎重な対応が求められます。

その一方で、会社には一定の協力義務が課されています。

具体的には、事業主証明欄の記載、賃金台帳や出勤簿等の提出、災害発生状況の説明などがこれに該当します。

これらを正当な理由なく拒否することは適切ではなく、労働基準監督署から指導を受ける可能性もあります。

ただし、ここで重要なのは、「協力義務＝無条件の同意ではない」という点です。

会社は事実関係に基づき証明を行う義務を負いますが、不明確な内容や事実と異なる記載についてまで証明する義務はありません。

労災実務上は、「事実関係は確認中である」などの表現を用い、客観的事実の範囲で対応することが重要です。

さらに留意すべき点として、労災申請は公的給付の請求であるため、虚偽の内容で申請を行った場合には、不正受給として返還請求だけでなく、悪質な場合には詐欺罪等の刑事責任が問われる可能性があります。

これは労働者本人だけでなく、会社に関与した場合にも問題となり得ます。

そのため、会社が申請書作成に関与する場合であっても、最終的には必ず本人に内容を確認させ、意思確認を行ったうえで申請することが不可欠です。

「知らなかった」「会社で作った」という主張は通用しないのです。本人確認のプロセスを経ることが、双方にとってリスク回避につながりますので、経営者の皆さんはきちんと内容を従業員本人に確認してもらい、同意のエビデンスを取っておきましょう。

また、社労士へ委託し、代理申請してもらっている場合もきちんと会社として従業員本人に確認してもらいフローは確立させておきましょう。

最後になりますが、労災申請は、労働者保護のための重要な制度である一方、適正な運用が求められる分野でもあります。

会社としては、協力すべきところは適切に対応しつつ、事実に基づいた慎重な判断を行うことが、トラブル防止の観点からも極めて重要といえるでしょう。以上、経営者の皆さん、参考になればと思います。

社会保険労務士法人

X-Y-Z パートナークリエイティブ、特定社会保険労務士 戸川一秋

府下営業用トラック増・減車状況

(最近3カ月)

	増・減車区分	事前届出					
		件数			台数		
		12月	1月	2月	12月	1月	2月
特別積合せ	増車	0	0	0	0	0	0
	減車	0	0	0	0	0	0
一般	増車	(6)367	(6)329	(6)487	(31)728	(31)863	(30)770
	減車	355	472	455	581	738	750
特定	増車	0	0	0	0	0	0
	減車	0	0	0	0	0	0
合計	増車	(6)367	(6)329	(6)487	(31)728	(31)863	(30)770
	減車	355	472	455	581	738	750

※ () 新規許可内数(大阪運輸支局調べ)

※ () 新規許可 タクデリ : 0件 (0台)

NASVA
だより

◎運行管理者等指導講習業務

(令和8年2月末現在)

区分 年月	開催回数	一般講習			基礎講習		特別講習	
		受講者数と区分			開催回数	受講者数	開催回数	受講者数
		運行管理者	補助者等	計				
令和8年2月	4	110	17	127	0	0	0	0
令和7年度累計	32	1,317	288	1,605	5	429	2	38

◎適性診断業務

(令和8年2月末現在)

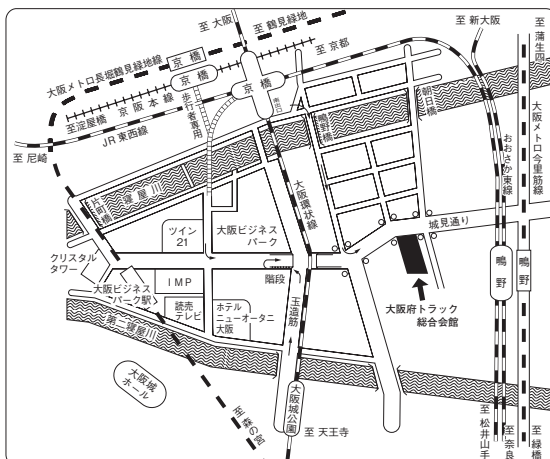
区分 年月	受診者数						合計
	任意		義務				
	一般	特別	初任	適齢	特定I	特定II	
令和8年2月	558	0	334	80	6	0	978
令和7年度累計	7,646	0	3,850	770	75	2	12,343

お悔やみ申し上げます

シンク(株) (大阪市都島区高倉町1ノ4ノ8 = 北大阪支部) 会長 新川福男殿、3月1日死去、77歳。葬儀は近親者のみで執り行われた。

大津急送(株) (泉大津市東助松町1ノ12ノ14 = 泉州支部) 社長 浅野進殿、3月8日死去、57歳。葬儀は近親者のみで執り行われた。

大阪府トラック総合会館



●交通のご案内●

- JR大阪環状線・・・・・・
 - 「京橋」南出口徒歩約10分
 - 「大阪城公園」徒歩約10分
- JR東西線・・・・・・
 - 「京橋」南出口徒歩約10分
 - 「鳴野」徒歩約15分
- JRおおさか東線・・・・・・
 - 「鳴野」徒歩約15分
- 京阪本線・・・・・・「京橋」徒歩約15分
- 大阪メトロ長堀鶴見緑地線・・・・
 - 「大阪ビジネスパーク」徒歩約10分
 - 「京橋」徒歩約20分
- 大阪メトロ今里筋線・・・・・・
 - 「鳴野」徒歩約15分

青年部会

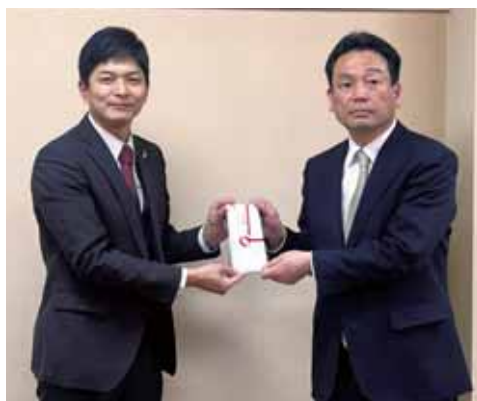
「トラックの日」行事 チャリティー募金等を 交通遺児支援として寄贈

当協会 青年部会(中邨 一 部会長)は、社会貢献の一環として、昨年11月2日に当協会が開催した「トラックフェスタ2025」での来場者からの募金や青年部会各ブースでの収益の一部等を合わせて、35万2827円を(公財)交通遺児等育成基金への寄附金として寄贈した。

(公財)交通遺児等育成基金は交通遺児と交通重度障害を負われた方の子弟の生活基盤の安定と健全育成の支援を目的に交通遺児育成基金事業、交

通遺児等支援給付事業(社会福祉事業)等を実施している。

3月27日には大阪府トラック総合会館において、当協会 青年部会 中邨 一 部会長から、(公財)交通遺児等育成基金の関連団体である(独)自動車事故対策機構 大阪主管支所 川又淑史 主管支所長へ寄附金を寄贈した後、その活動に対して下記の感謝状が授与された。



(右)当協会 青年部会 中邨 一 部会長から、
(左) (公財)交通遺児等育成基金の関連団体の(独)自動車事故対策機構 大阪主管支所 川又淑史 主管支所長へ寄附金を寄贈



「安心」を運ぶ、それが私たちの誇りです。
編集・発行 一般社団法人 大阪府トラック協会

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
TEL 06-6965-4000(代表) FAX 06-6965-4019
ホームページ <https://www.truck.or.jp/>

トラック広報 2026年4月号(通巻748号)
令和8年4月15日発行(毎月1回15日発行)



トラックフェスタにご来場者いただいた皆様から
トラックドライバーの皆様へ直筆メッセージ

いつも荷物を運んでくれてありがとう。
頑張ってください!



(小2・女子)